

花泉地域診療センター 警報監視装置修理仕様書

1 作業目的

中央監視の警報監視装置について、故障にて設備異常の信号を検知できないことから修理を行うもの。

2 作業内容

- (1) 令和9年3月31日までに修理作業を終わらせること。
- (2) 修理作業に必要な機器類については、別紙 修理内訳書に示す物品を用意すること。
- (3) 修理作業日時については、あらかじめ岩手県立磐井病院及び花泉地域診療センターと打ち合わせを行うこと。

3 その他

警報監視装置修理の実施に伴い、生じた疑義については発注者、受注者協議のうえ、修理を確実に履行すること。